

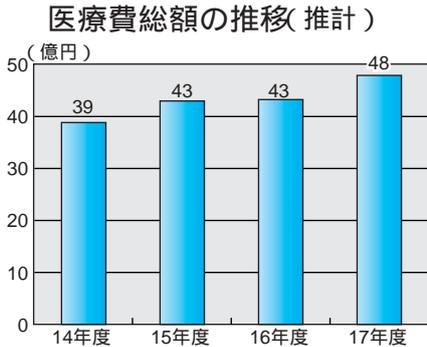
平成
17年度

国民健康保険税の 税率が決定しました



国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費や介護保険の介護サービス費用に充てられる大切な財源です。平成17年度の国民健康保険税の税率が決まりましたのでお知らせします。

【問合せ】国保税について：税務課市民税係、医療について：市民課国保医療係



医療保険分
不均一課税を適用します

医療分の国保税は、1年間にかかると予想される医療費総額を見込み、国などの補助金と被保険者(加入者)の一部負担金等を差し引いた額を算出し、税率を決定します。

平成17年度も医療費総額が増加する見込みで、財源不足を補うために税率を改定します。

また、今年度は、市町合併協議の結果に基づき、旧市町が持ち寄った基金の額等の差により、地域ごとに税率を変える「不均一課税(注1)」を導入します。

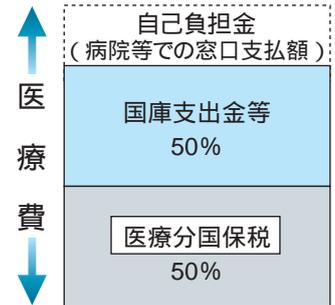
税率の改定
などについて

医療分の税率(平成17年度)

税率の区分	豊岡・出石	城崎	竹野・日高・但東
不均一課税(減額率)	なし	10%	15%
所得割(所得に応じて)	7.69%	6.93%	6.54%
資産割(固定資産税額に応じて)	30.69%	27.63%	26.09%
均等割(被保険者数に応じて)	28,200円	25,380円	23,970円
平等割(1世帯につき)	24,800円	22,320円	21,080円
最高限度額	530,000円		

* 出石地域では、平成17年度は不均一課税を適用せず、平成18年度以降に適用します。

医療費の負担内訳



介護保険分
税率を改定します

介護保険の介護サービスを利用した場合、その費用の1割は原則として利用者の負担となり、9割は介護保険から給付されます。この保険給付分の50パーセントは国や県、市からの公費で負担され、残りの50パーセントは介護保険の被保険者(加入者)が負担することになります。このうち40歳以上65歳未満の国保加入者(介護保険第2号者)に負担していただくものが国保税の介護保険分です。

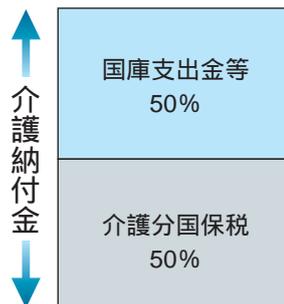
この介護保険分は、国が毎年定める介護納付金によって決められます。介護サービスの伸びにより、平成17年度もこの納付金が増額されるため、介護保険分の税率を改定します。

注1 国保税額の激変緩和措置として3年間導入。基金の持ち寄り額により地域ごとに税率を引き下げる。引き下げ率は5パーセント刻みで、上限は30パーセント。

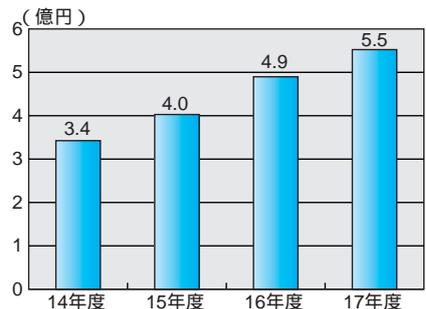
介護分の税率(平成17年度)

税率の区分	豊岡市全域
所得割(所得に応じて)	1.91%
資産割(固定資産税額に応じて)	10.98%
均等割(被保険者数に応じて)	10,200円
平等割(1世帯につき)	6,000円
最高限度額	80,000円

介護納付金の負担内訳



介護納付金の推移(推計)



国保税の

軽減・減免について

軽減制度

平成16年中の所得金額（世帯主と被保険者の合計所得）により、国保税の軽減制度があります。軽減となるのは、均等割額と平等割額です。

軽減の種類	平成16年中の総所得金額が下記の金額以下
7割軽減世帯	33万円 *申請の必要はなく当初から軽減
5割軽減世帯	33万円+(世帯主を除いた被保険者数)×24万5千円 *申請の必要はなく当初から軽減
2割軽減世帯	33万円+(被保険者数)×35万円 *申請書の提出が必要(該当世帯には申請書を送付)

減免制度

災害、失業、その他特別の事情により、国保税を納めることが困難になった場合はその程度により減免される制度があります。詳しくは担当課まで問い合わせください。

納税は安心・便利な

口座振替で

国保税は、年9回納付して

いただきます。納付については、口座振替がとて便利です。振替手続きは、預貯金通帳・届出印を持参して、金融機関・郵便局または市役所で申し込みください。

平成17年度の納期

月	4	5	6	7	8	9
納期	-	-	-	1期	2期	3期
納期限	-	-	-	8/1	8/31	9/30
月	10	11	12	1	2	3
納期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限	10/31	11/30	12/26	1/31	2/28	3/31

国保税を滞納すると

特別な事情もなく国保税を長い間滞納すると、保険証に

替わり、被保険者資格証明書で受診することになり、医療費等がいったん全額自己負担となります。納付が困難な方は早めに担当課までご相談ください。

国民年金からのお知らせ

保険料免除申請を受付けています

7月1日から、平成17年度

国民年金保険料の全額・半額免除申請の受付を行っています。(平成17年7月～平成18年6月分) また、学生納付特例、若年者納付猶予申請も受付中です。

国民年金保険料の納付が難しいとお悩みの方は気軽にご相談ください。

全額・半額免除申請

平成17年度所得基準額の目安

扶養人数(例)	全額免除	半額免除
0(単身世帯)	57万円	141万円
1(配偶者を扶養)	92万円	195万円
2(配偶者+子1人を扶養)	127万円	235万円
3(配偶者+子2人を扶養)	162万円	282万円

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が基準額以下であることが必要です。所得額は社会保険料控除額を考慮したおおよその目安です。扶養親族等の数に応じて変動します。

*全額免除の基準に該当する場合でも半額免除の申請をすることができません。

*半額免除が承認されても2年以内に保険料を納めない場合は、未納期間となります。申請に必要なもの
基礎年金番号の分かるもの
(年金手帳、納付書など)
認め印 その他(次の該当者のみ)

*平成17年1月2日以降に転入した方は前住所地での平成17年度所得課税証明書(16年分)が必要です。

*失業などに伴う申請の方は、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票、離職者支援資金「貸付決定通知書」などいずれかの写しが必要です。
*被災に伴う申請の方は、被災証明書の写しと被災状況申立書が必要です。(被災状況申立書は窓口にありますので、申請時に記入ください)

若年者納付猶予申請

対象 30歳未満で本人および配偶者の前年所得が基準額以下(全額免除の基準額と同じ)以下
申請に必要なもの
全額・半額免除申請と同じ

学生納付特例申請

対象 20歳以上の学生で、本人の前年所得が基準額(目安として118万円)以下
申請に必要なもの
基礎年金番号の分かるもの
(年金手帳・納付書など)
認め印 学生証のコピー(表と裏の両面)または今年度の在学証明書

平成17年7月から全額免除と若年者納付猶予の継続申請ができるようになりました。

【申請・問合せ】

市民課市民係または各総合支所市民生活課
兵庫社会保険事務局豊岡事務所 ☎22・3196